

青森県報

第九百七十五号

令和七年
十月六日
(月曜日)

目次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (河川砂防課) …… 一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… (同) …… 二
- 土砂災害警戒区域の指定 …… (同) …… 二

公 告

- 建設業者の許可の取消し …… (中南県土整備事務所) …… 三
 - 右 …… (三八県土整備事務所) …… 三
 - 右 …… (同) …… 三
 - 右 …… (同) …… 四
 - 右 …… (同) …… 五
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 …… (病院管理局 情報管理課) …… 五

告 示

青森県告示第五百一十一号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県三八県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 塚ノ上土砂災害警戒区域及び塚ノ上土砂災害特別警戒区域
1 解除する区域
三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)
- 二 道地土砂災害警戒区域及び道地土砂災害特別警戒区域
1 解除する区域
三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)
- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり
(図面省略)

三 第三北遠瀬沢土砂災害警戒区域及び第三北遠瀬沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県三八県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 塚ノ上土砂災害警戒区域及び塚ノ上土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 道地土砂災害警戒区域及び道地土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県三八県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 第三北遠瀬沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 第四北遠瀬沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社佐々木工務所
- 二 代表者の氏名 佐々木昌光
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字独狐字山辺八三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第一六四八〇号
- 五 取消年月日 令和七年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社ハウスサポート22
- 二 代表者の氏名 北川秋男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家四丁目一の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第三〇〇二四七号
- 五 取消年月日 令和七年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ニシキデザイン
- 二 代表者の氏名 吉田賢治
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字前田一一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第三〇〇四六〇号
- 五 取消年月日 令和七年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 優翔巧業株式会社

二 代表者の氏名 津村忠

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽一丁目二六の一五クリストフル江陽D一〇二

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第三〇〇六七九号

五 取消年月日 令和七年七月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社オオヤ設計スタジオ

二 代表者の氏名 大屋肇

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西三丁目四の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第三〇〇七九九号

五 取消年月日 令和七年八月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 柏重建工業

二 氏名 柏木重則

三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町二丁目九の二八

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一六二七五号

五 取消年月日 令和七年九月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年七月二十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 KF電気株式会社
- 二 代表者の氏名 澤谷菊史
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇二六の二コーポクリスタルB号
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇四八七号
- 五 取消年月日 令和七年八月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月六日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 特定役務の名称及び数量

汎用画像管理システム等再構築業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年九月二十二日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ファインデックス

東京都千代田区大手町一丁目七の二

六 契約金額

七千四百六十八万六千七百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭